

未利用口座管理規定

1. (本規定の適用)

この規定は、令和3年4月1日以降に開設された、普通預金口座、総合口座取引および貯蓄預金（以下、「普通預金等」といいます。）に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預け入れまたは払い戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）から2年以上、お取引が無い普通預金等を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の未利用口座には、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も含まれます。
- (3) 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は未利用口座として取扱いません。
 - ① 対象となる口座の預金残高が10,000円以上である場合
 - ② 対象となる口座の取引店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債等の取引が1円以上ある場合
 - ③ 対象となる口座の取引店舗で融資取引がある場合
 - ④ その他当金庫が未利用口座に該当しないと判断した場合

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座に該当した場合は、当金庫にお届けの住所、氏名宛に書面で通知します。なお、この通知が延着、または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信した日が属する月の翌々月末日までの間に引き続きお取引が無い場合、さらにその翌月（通知月の3か月後）における当金庫が定める任意の日に、金庫所定の未利用口座管理手数料（年払）をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座となった後も引き続きお取引が無い場合、翌年以降も毎年未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落としします。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落としした後、同口座を解約します。この解約にあたっては預金者への通知は行ないません。
- (2) 前項による口座解約に伴い、預金者に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引き落とし済みの未利用口座管理手数料は理由のいかんを問わず返却しません。
- (2) 第4条第1項により解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
- (2) 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
令和3年4月1日現在
01-7015